

条 例

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三号

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「保健医療部及び病院局」を「及び保健医療部」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。